

2020年6月1日

プログレス株式会社

独立行政法人製品評価技術基盤機構による「次亜塩素酸水」等の販売実態(ファクトシート)に対する弊社の見解

I 「次亜塩素酸水」等の科学的特性から必要な表記内容について

### 1、製法・原料

(1) 液体の販売にあたって、製法や原料が明記されていないものが多い。

⇒ 商品には、原料として「次亜塩素酸ナトリウム・水・酸性溶液」と表記しております。

### 2、液性・濃度・成分

(1) 液性を、pH 値によって明記していないものが多い。

⇒ 商品に pH 値を表記しております。また、商品説明資料に記載しております。

(2) 次亜塩素酸濃度を、mg/L 又は ppm を単位として明記していないものが多い。

⇒ 商品に、残留塩素濃度を表記しております。また、説明資料に記載しております。

(3) 液体の販売にあたって、製造日及び使用可能期間、使用期間中における次亜塩素酸濃度低減について明記していないものが多い。

⇒ 商品に、使用期限を記載しております。また、使用開始後なるべく早く消費いただくよう表記しております。

プログレスでは、毎月の「インフォメーション便り」、商品説明会やセミナー、SNS などを通じ販売代理店、お客様へ情報を開示しております。

II 有効性や安全性の根拠について

### 1、有効性・安全性の根拠と試験

(1) 消毒・除菌等の有効性の根拠が明確でないものは多い。

⇒ プログレスは、日本食品分析センターで細菌・ウイルスに対する効果試験を受けております。結果の明示に関しては、大阪市保健局から、「ホームページ上での開示は薬機法にふれる」という指摘から、削除致しました。

(2) 安全性を謳っているにもかかわらず、その根拠が不明なものが多い。

⇒ プロGRESSは、日本食品分析センターで皮膚一次刺激性試験、急性経口毒性試験をうけており、問題なしとされております。この試験内容の明示も大阪市保健局より指摘があり現在削除しております。

## 2、「食品添加物」等を根拠とした説明

⇒ プロGRESSでは一切、食品添加物として表記、販売しておりません。

## 3、その他

(1) 有人空間での「次亜塩素酸」等の噴霧によるウイルス対策が、公式に認められていると誤認させるような表示を行う例がある。

⇒ 今回のファクトシートに記載されている参考文献は、WHO[COVID-19]に係る環境表面の洗浄・消毒]2020年5月15日です。

これには、ホルムアルデヒド、塩素系薬剤、又は第4級アンモニウム化合物など、特定の化学物質の噴霧や霧化・・・ 人体に噴霧(略)となっております。

「次亜塩素酸水」の表記がなく次亜塩素酸ナトリウムの噴霧の危険性と混同されるような文章となっております。

次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸水は、水の性質が全く違います。

### ■ 見解

プロGRESS株式会社はプロGRESSウォーターを約10年販売しております。このファクトシートには、参考資料として『次亜塩素酸の科学-基礎と応用-』福崎智司を引用しております。プロGRESSは2012年より当時、岡山県工業技術センターの研究開発部技術部長であった、福崎智司氏（現三重大学教授）の指導の下、プロGRESSウォーターを開発し販売しております。この文献は、我々のバイブル的な書籍でありその中には、次亜塩素酸水の空間噴霧による細菌・ウイルス(大腸菌O-157、インフルエンザウイルス)に対する効果の検証、人に安全であるものと表記されています。プロGRESSウォーターはpH値6.5、50ppmを基準に安全上の注意や有効性を維持するための工夫（製法上の特許、ボトル容器の選別）を行っております。ファクトシートに記載されている項目に関しては、全て理解し大阪市保健局の指導の下、ご指摘を改善しながら、現在に至っております。

「次亜塩素酸水」の空間噴霧について(ファクトシート)に関する弊社の見解

## 1、販売・導入の状況

⇒ プログレスは、『空間除菌』目的でプログレスウォーターの空間噴霧を謳っております。

## 2、噴霧に関する衛生当局の見解

⇒ ここにある「消毒剤」の定義が示されておらず、WHOにおける消毒剤の定義が、

- ・ホルムアルデヒド
- ・塩素系薬剤(塩素ガス、次亜塩素酸ナトリウム)
- ・第4級アンモニウム化合物

など特定の化学物質の噴霧や霧化であるならプログレスウォーターは該当しない。

また、プログレスは新型コロナウイルス対策としての空間噴霧は、推奨していない。

### (4)厚労省からの注意

社会福祉施設等において、次亜塩素酸ナトリウム液の噴霧は、「吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと」としている。

⇒ 消毒薬として示されている次亜塩素酸ナトリウム液の噴霧は有害であると表記されております。また、「次亜塩素酸水を用いた市販の製品等の安全性等に言及するものではない」と追記されていることから、次亜塩素酸水の危険性を謳っているものではないと思います。次亜塩素酸水は消毒薬として認められず、「消毒・殺菌」の表記ができません。「除菌・消臭」剤です。次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸水の危険性を同類とするような紛らわしい表現だと感じます。

## 4、安全性について

消毒液噴霧による人体への安全性については、確立された評価方法が存在していない。

⇒ 労働安全衛生法には、空気中の塩素濃度に関する安全上の基準があります。

「塩素」・・・0.5ppm      プログレスは下記確認により、基準値以下となります。

プログレスでは、下記確認を行いました。

噴霧器1台あたり：200ppmを1㎡あたり1時間、100ml噴霧する性能機種

室内に残留する塩素ガス濃度は、約 0.039ppm (室内25°C)

2020年6月1日  
プログレス株式会社

## 独立行政法人製品評価技術基盤機構のファクトシートに関して

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、5月29日に「NITE調査」が出され、皆様には大変ご心配をおかけしております。今回のファクトシートに記載されている案件に関し、プログレス株式会社としてご案内申し上げます。

### ■ 販売実態についてのファクトシート

弊社は、大阪市保健局(保健所)の指導の下、商品に必要な表記は行っております。また、薬機法にふれる表記に関しては一切行っておりません。そのため、皆様にお伝えする必要な情報は、販売店を通じ商品説明会やセミナー、SNS、毎月の便りで行っております。もし、ご不明な点がございましたら弊社販売店にご質問頂ければ幸いです。

### ■ 次亜塩素酸水の空間噴霧についてのファクトシート

弊社は、空間除菌・消臭の目的で超音波噴霧器による空間噴霧をご案内しております。今回のファクトシートによる安全性のご指摘ですが、「**消毒剤、次亜塩素酸ナトリウム液など特定の化学物質の噴霧**」となっております。

(ホルムアルデヒド、塩素系薬剤、第4級アンモニウム化合物など特定の化学物質)

プログレスウォーター(次亜塩素酸水)は、消毒剤として認められておらず、「消毒・殺菌」などの表記ができません。このため、今回のファクトシートの表題は、「次亜塩素酸水」の空間噴霧についてですが、記載事項は他の消毒剤の危険性や人体への直接噴霧の危険性を謳っております。また厚生労働省は、「**社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について**」(令和2年3月6日)の通達において、**次亜塩素酸ナトリウム液と次亜塩素酸水は違う**としております。

ファクトシートにある参考文献は、『次亜塩素酸の科学-基礎と応用-』福崎智司によるものです。プログレス株式会社は、約10年前に当時、岡山県工業技術センター研究開発部部長であった福崎智司氏(現三重大学教授)の指導の下、プログレスウォーターの製造を開始しました。次亜塩素酸水の効果性、安全性は各種試験データにより確認され、現在は製法上の特許による品質向上も行っております。新型コロナウイルス感染により数多くの商品が販売され、中には粗悪品もあります。次亜塩素酸水に対し様々な評価がありますが、新型コロナウイルスに効果があるといった文献(帯広畜産大学)も出てきました。

## プログレス株式会社の見解

- 1、販売実態についてのファクトシートに関してプログレスウォーターは、問題ないと考えます。
- 2、空間噴霧についてのファクトシートですが、「消毒剤の空間噴霧は危険である」とされており、指定される消毒剤に「プログレスウォーター」は含まれていません。

・次亜塩素酸ナトリウム液・・・強アルカリ性の塩素系消毒剤 高濃度で危険

・プログレスウォーター・・・微酸性次亜塩素酸水溶液 除菌水

### ■プログレスウォーターの空間噴霧の安全性

労働安全衛生法では、有人化における残留基準値が決められています。

人体に有害な物質に人が曝露した場合、影響が出る空気中の残留濃度値

『塩素・・・0.5ppm』

プログレスでは、下記試験を行いました。(試験：日本空調サービス株式会社)

プログレスウォーター200ppm を、1 m<sup>3</sup>あたり1時間、100ml 噴霧した場合の残留濃度

2時間噴霧した場合の気中濃度は、0.039ppm でした。

この数値は、有害性基準の1/10です。(実際は、50ppm で噴霧するため、さらに低濃度) 空気中に塩素臭を感じる場合、空気中の塩素濃度は、0.2~3.5ppm 程度です。

### ■まとめ

新型コロナウイルス感染による衛生商品が不足し、次亜塩素酸水のニーズが急激に高まりました。そのため、粗悪品もたくさん販売されているようです。ファクトシートにあるように「次亜塩素酸ナトリウム液」を空間噴霧することは非常に危険です。塩素系漂白剤を薄めて空間噴霧していることとなります。プログレスウォーターは皆様に安全にお使いいただける「次亜塩素酸水」を作っている会社です。

国は、新型コロナウイルス対策として界面活性剤の使用を推奨しました。しかし、界面活性剤の危険性を指摘し次亜塩素酸水を推奨してきたのが、福崎智司教授です。

プログレスウォーターの使用は、皆様のご判断となりますが、私たちは次亜塩素酸水が目されることはチャンスと考えており、「ホンモノ」が必ず残ると信じ、プログレスウォーターを生成していきます。